

令和7年度 フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（再教育）

フォークリフト運転業務従事者の再教育は、労働安全衛生法（第60条の2）で定められており、事業者は危険または有害な業務に従事している労働者に対して、定期的に安全衛生教育を行うよう努められなければならないとされています。労働災害防止のため多くのフォークリフト運転業務従事者の方々が受講されますようご案内申し上げます。

記

第1回	第2回	第3回
8月5日	11月27日	令和8年3月17日
会場：相生労働基準協会2階（相生市旭1丁目2-16）		
受付 8:30～		

1. 講習内容（時間割は講師の都合などにより変更があります。）

科 目	時間割	規定時間
オリエンテーション	8:50～9:00	
I.最近のフォークリフトの特徴 (1) フォークリフトの構造上の特徴 (2) 各種荷役運搬方法の特徴	9:00～11:00	2時間
休憩	11:00～11:10	
II.フォークリフトの取扱いと保守管理 (1) フォークリフトによる作業と安全 (2) フォークリフトの点検・整備	11:10～12:10	2時間
昼食	12:10～13:00	
II.フォークリフトの取扱いと保守管理	13:00～14:00	
休憩	14:00～14:10	
III.災害事例及び関係法令 (1) 災害事例とその防止 (2) 労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	14:10～16:10	2時間
修了証交付	16:10	合計 6時間

2. テキスト フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）

3. 受講対象者 フォークリフト運転業務従事者で資格取得後概ね5年以上経過した方

資格取得後概ね3年を超えて初めて当該業務に就く方

概ね5年を超えて当該業務から離れ、再び当該業務に就く方

※資格取得後一定期間経過している方や、安全意識向上のための再教育としてもご活用下さい。

4. 定 員 28名（定員になり次第、申し込みを締め切ります。）

5. 受講料 会員 5,885円 非会員 8,385円（税込）

テキスト代 **2,090円**（※11月講習よりテキスト改訂の為価格変更有）

一旦納入された受講料は返還いたしません。

受講者を変更する場合は講習日の6日前までに申し出ください。

6. 受講申込

- ① Web 受付により申込される場合は、協会ホームページの各種講習ページから可能です。
- ② 電話にて予約される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、申込書を当協会まで郵送してください。
(申込書はホームページからダウンロードできます。) TEL.0791-22-8404
- ③ 受講料は下記口座へ振込ください。(振込手数料はご負担ください。)

【振込口座】 兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会

7. その他

- (1) 受講者は受講票と本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）を会場受付に提示して出席印を受けてください。
- (2) 遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。※オリエンテーション終了後は、遅刻とします。
- (3) 施設の駐車場は、駐車台数に限りがあります。できる限り乗り合わせてお越しください。
- (4) ご提出いただいた個人情報は、当協会が責任をもって管理し、本講習以外の目的に使用しません。